

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福井県丹生郡越前町下糸生136号10番地

氏 名 株式会社クリーン丹南 代表取締役 五十島 由行
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和4年7月14日
令和9年6月19日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (破碎、圧縮、溶融固化)

産業廃棄物の種類

破 碎: 廃プラスチック類 以上1種類

圧 縮: 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類

溶融固化: 廃プラスチック類 以上1種類

(自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設の種類 | ①破碎施設 ②圧縮施設 ③圧縮施設 ④溶融固化施設 |
| (2) 設置場所 | ①②③④越前町下糸生第136号10番地 |
| (3) 設置年月日 | ①平成18年 8月10日 ②平成19年 6月28日
③平成24年11月30日 ④平成12年 1月25日 |
| (4) 処理能力 | ①3.2t/日(稼働時間8時間) ②3.6t/日(同)
③4.888t/日(同) ④0.19t/日(同) |

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- | | |
|---------------------------------------|------|
| (1) 平成19年 6月20日 | 新規許可 |
| (2) 平成20年 1月 4日 | 変更許可 |
| ・中間処理(圧縮)において取り扱う産業廃棄物の種類に紙くず、繊維くずを追加 | |
| (3) 平成21年 4月 6日 | 再交付 |
| ・代表者の氏名の変更 | |
| (4) 平成24年 7月 3日 | 更新許可 |
| (5) 平成27年 4月 3日 | 再交付 |
| ・代表者の氏名の変更 | |

- (6) 平成27年 7月 2日 再交付
 - ・圧縮施設1台を廃止
- (7) 平成29年 8月 8日 更新許可
 - ・圧縮施設1台を入替え
- (8) 令和 4年 7月14日 更新許可
- (9) 令和 5年 8月 1日 再交付
 - ・代表者の氏名の変更

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無